

市民の皆様のご意見を募集します

令和7年12月24日（水）～令和8年1月30日（金）

横浜市

河川水辺環境の保全・創出に関する指針（素案）



近年、世界的潮流であるネイチャーポジティブや WELL-BEING※の実現など、河川水辺環境に期待される役割が増えてきています。

間近に控える「GREEN×EXPO 2027」の開催も好機と捉え、「横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針」を策定します。

※WELL-BEING…幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと

3

つの基本方針

1 快適

～誰もが過ごしやすい河川水辺環境～

2 オープン

～多様な形で関われる河川水辺環境～

3 ネイチャーポジティブ

～自然回復に貢献する河川水辺環境～

主な取組例

快適

子どもを含む地域との
ワークショップの開催 など



ワークショップの開催

オープン

地域のお祭り等イベント利用
生き物観察会の実施 など



生き物観察会の実施

ネイチャーポジティブ

生物に配慮した水際の保全
魚道の整備 など



魚道の整備

◆ご意見のご提出方法

1 本指針の詳細についてはこちらからご確認いただけます。

【URL】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/kasen/shoukai/kasenmizube_shishin.html



2 オンライン入力フォーム（回答用）

横浜市電子申請・届出システムのオンライン入力フォームへアクセスし、ご入力ください。

【URL】 <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/6d076ba7-052f-4861-8233-21caa6b8d816/start>



オンライン入力フォーム

3 電子メール、FAX、郵送によるご意見提出

ご意見いただく項目、掲載ページ、「横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針（素案）」に関するご意見である旨を明記してお送りください。

【送付先】

電子メール： gk-kasenmizube@city.yokohama.lg.jp

FAX： 045-651-0715

郵送： 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

下水道河川局河川部河川流域調整課 宛

※郵送の場合は、令和8年1月30日（金）の消印まで有効とさせていただきます。
送料はご負担ください。

◆注意事項

ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭でのご意見はお受けできません。

お寄せいただいたご意見・個人情報については、今回の横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針の策定に関してのみ使用し、その他の用途には使用しません。

ご意見の概要とそれに対する市の考え方等は個人情報を除き、本市ホームページで公表する予定です。

ご意見への個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。